

第三次環境基本計画 - 環境から拓く 新たなゆたかさへの道 -  
(平成18年4月7日閣議決定)

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第9節 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

第2項 環境情報の基盤の整備

4 重点的取組事項

(1) 計画的な基盤整備の推進

環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を策定します。

この戦略では、持続可能な社会の構築のために必要な環境情報の範囲や優先して収集すべき情報、環境情報の収集、整理、保存、行政における利用及び国民への提供のあり方、地方公共団体とその研究機関、また民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、及び諸外国、特に、我が国と地理的、経済的に密接な関連を有し、また、環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域との連携協力のあり方について定めます。

また、環境情報の一体的かつ体系的な整備を進めていくために、環境情報の整備・提供に関する国民からの意見を集約し、情報の整備の調整又は総括を行う機能の充実・強化を図ります。

さらに、環境情報の整備を行う上での制度的課題を抽出し、必要な検討を開始します。

IT新改革戦略 - いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現 - (平成18年1月19日IT戦略本部決定)

今後のIT政策の重点

ITを駆使した環境配慮型社会 - エネルギーや資源の効率的な利用 -

目標

2. ITを活用した環境情報の効率的な収集、体系的な整理・分析・蓄積及び多様な提供を行うことにより、各主体の環境問題への取組をより一層促進する。

実現に向けた方策

2. 2007年度までにITを活用し、利用者視点にたった、我が国における環境情報の収集や体系的な整理、各主体への環境情報の提供のあり方についての方針を策定する。